

3号 無償又は値引きして提供される物品や役務

輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に売手又は売手のために提供された物品又は役務の費用を言います。

イ. 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品等

- ・ 原材料、副資材、ラベル等

ロ. 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型等

- ・ 機械、設備、金型、ダイス等

ハ. 輸入貨物の生産の過程で消費された物品

- ・ 燃料、触媒等

ニ. 技術、設計その他輸入貨物の生産に関する役務

- ・ 技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの

無償提供は特にご質問が多い項目です。

買手が売手又は売手のために無償提供（値引き提供も含む）した場合は、当該費用を加算する必要がありますが、加算すべき費用はどのように計算したらよいでしょうか。

- ① 買手が当該物品を**自ら**生産、または役務を開発した場合
- ② 買手が当該物品を**自己と特殊関係にある**当該物品の生産者、または役務の開発者から直接に取得した場合



当該物品の生産又は役務の開発に要した費用

- ③ 左記①及び②以外の場合

例：買手が、買手と特殊関係にない第三者から購入



買手が当該物品を取得するため、または役務の提供を受けるために通常要する費用

+

提供するために要した運賃、保険料、その他の費用

+ / -

生産又は開発後、提供までの価値の増加／減少

例) さらに加工して
附加価値が高まった

例) 経年劣化して
価値が下がった

買手が無償提供等する物品や役務を、取得する際、当該物品等の買付業務の代理人等へ手数料を支払っている場合は、当該手数料等も含まれます。
(輸入貨物の買付手数料とは異なる)

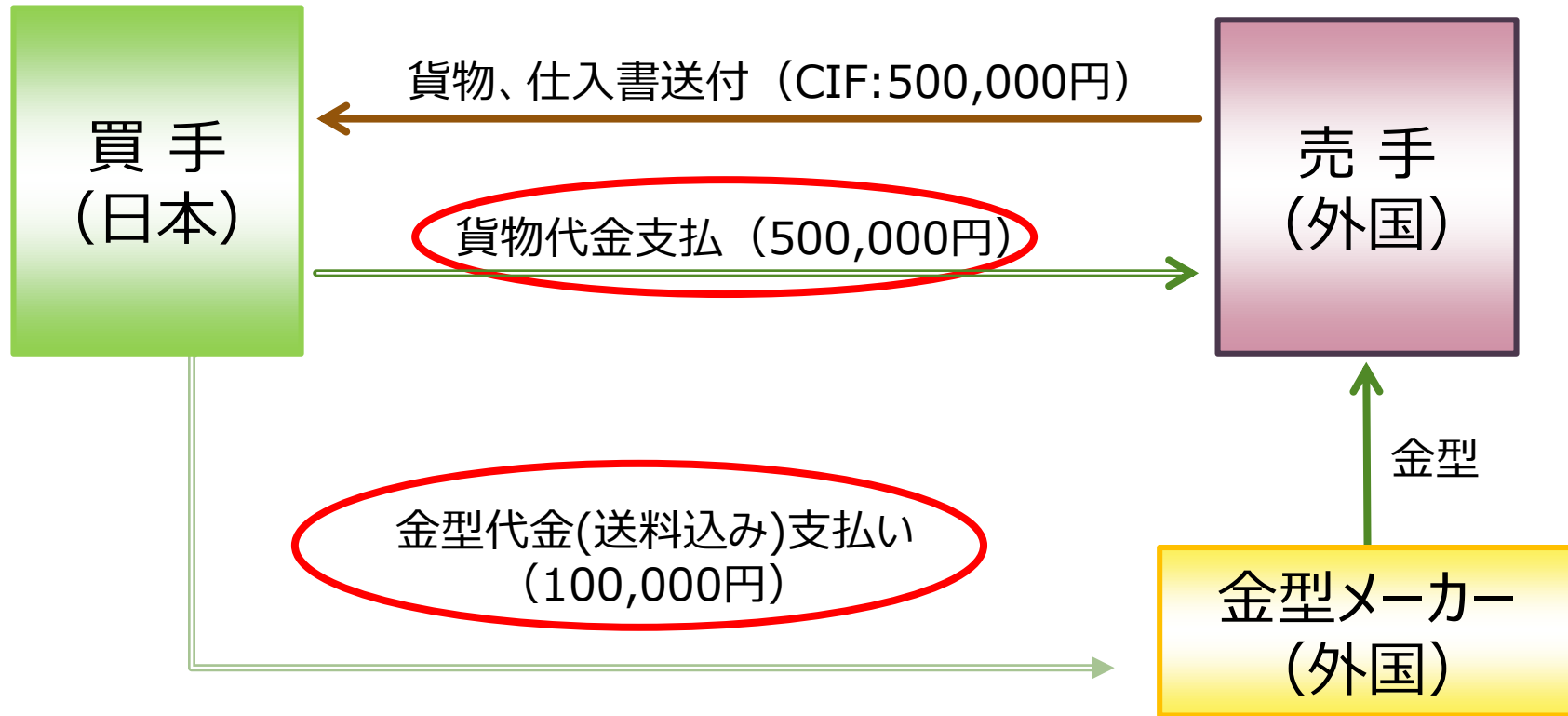
【事例15】 輸入貨物に組み込まれる材料の無償提供費用

(買手が売手に対し、輸入貨物の生産に使用される生地等を無償提供している場合)



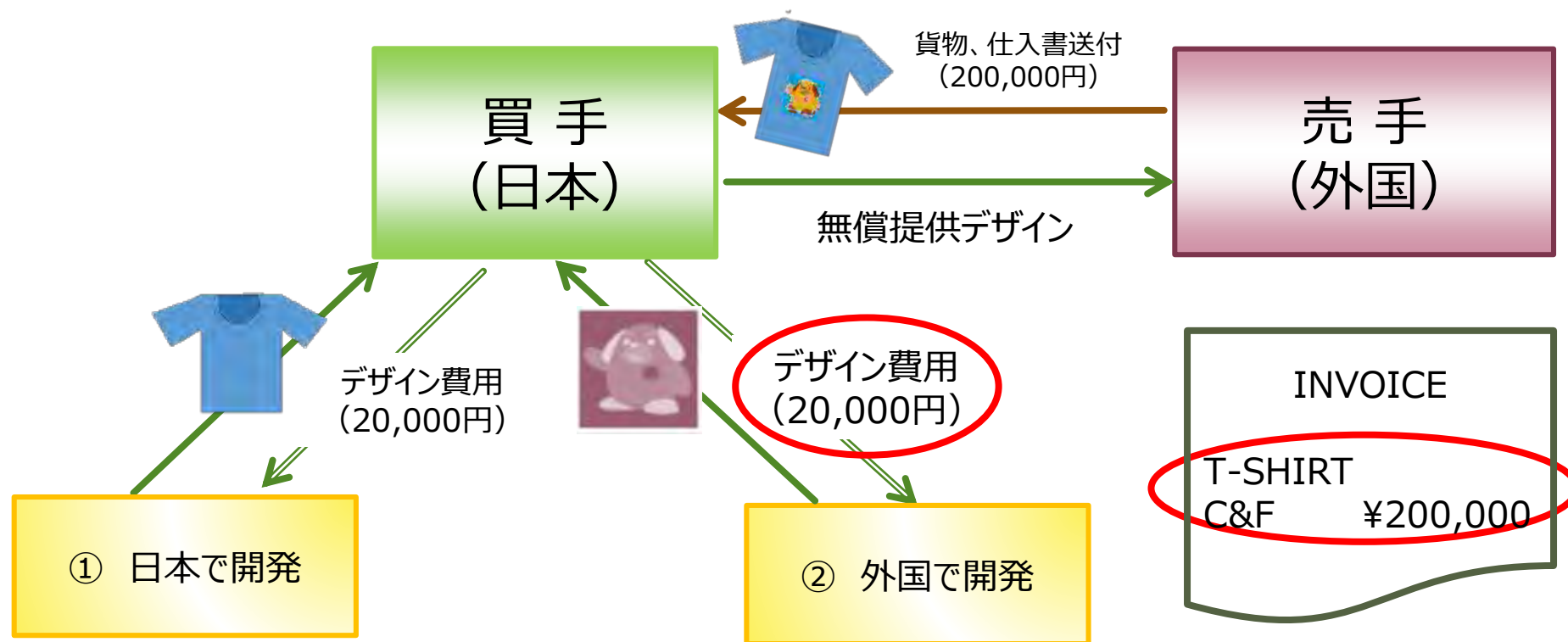
課税価格 = [仕入書価格 (200,000円)
+ 生地等の無償提供に要した費用 (50,000円 + 2,000円 + 10,000円)]

【事例16】 輸入貨物の生産に使用される金型の無償提供費用
(買手が売手に対し、輸入貨物の生産に使用される金型を無償提供している場合)



課税価格 = 〔 仕入書価格 (500,000円) + 金型代金 (100,000円) 〕

【事例17】 輸入貨物の生産のために必要な役務の無償提供費用
(買手が売手に対し、輸入貨物に使用されるデザインを無償提供している場合)



課税価格 = 〔仕入書価格 (200,000円) + デザイン費用 (②外国で開発) (20,000円) 〕

※ 日本で開発されたデザイン等の費用は課税価格に算入されません。